

答 申

「宇和島東高等学校及び宇和島水産高等学校について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、宇和島保健所に提出した資料全部」非公開決定案件

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 4 年 6 月 28 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った 2 件の非公開決定は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 4 年 6 月 13 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「宇和島東高等学校（以下「宇和島東高校」という。）及び宇和島水産高等学校（以下「宇和島水産高校」という。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）及び学校保健安全法（以下「学保安法」という。）の規定に基づいて令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで（以下「対象期間」という。）に教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症法第 53 条の 7 第 1 項の規定に基づいて、宇和島保健所に令和 3 年 8 月 10 日までに提出した感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料全部」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、宇和島東高校及び宇和島水産高校のいずれにおいても、教職員及び生徒を対象に実施した定期健康診断に係る宇和島保健所への報告は、年度分の合計数を取りまとめて行っており、請求に係る公文書を保有していないため文書不存在であるとして、令和 4 年 6 月 28 日付けでそれぞれ非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 9 月 3 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「宇和島東高校及び宇和島水産高校について、感染症法、安衛法及び学保安法の規定に基づいて対象期間に教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症法第 53 条の 7 第 1 項の規定に基づいて、宇和島保健所に令和 3 年 8 月 10 日までに提出した感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料全部」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

宇和島東高校及び宇和島水産高校では、教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症法第 53 条の 7 第 1 項に基づく保健所への報告を、年度分まとめて行っており、令和 3 年 8 月 10 日までに結核定期健康診断の実施状況を報告した本件公文書を保有していないため、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、非公開とした。

第 4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求にかかわる公文書を保有していないとする本件処分の理由は不合理であるとして、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

結核とは、感染症法第 6 条第 3 項第 2 号に掲げられた二類感染症であり、感染症法第 53 条の 2 第 1 項において、「学校の長（中略）はそれぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は（中略）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。」とあり、宇和島東高校と宇和島水産高校の学校長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。具体的には、感染症法施行令第 12 条第 1 項第 1 号では学校の業務に従事する者は毎年度、同項第 2 号では生徒は入学した年度と明記されている。

また、感染症法第 53 条の 7 第 1 項では、「健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（中略）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（中略）を經由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。」とあり、対象文書は、感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料に該当し、同条第 2 項において「一月ごとにとりまとめ、翌月の 10 日までに（中略）報告しなければならない。」とされており、健康診断実施日を含む月の翌月 10 日までに宇和島保健所あてに提出すべき文書である。

とりわけ、一年生を対象にした感染症法施行規則第 27 条の 2 第 1 項の「喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査」は、一般的に年度初期に健康診断で実施されているものと予想しており、令和 3 年 8 月 10 日までには宇和島保健所に提出さ

れているはずである。従い、行政処分の「公開をしない理由」の主張は不合理である。

以上から、2件の行政処分及び「公開をしない理由」の提示は、感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。ひいては、地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であり、到底信じがたい。よって、2件の行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「宇和島東高校及び宇和島水産高校について、感染症法、安衛法及び学保安法の規定に基づいて対象期間に教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症法第53条の7第1項の規定に基づいて、宇和島保健所に令和3年8月10日までに提出した感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料全部」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、年度分をとりまとめて合計数を報告しているため、令和3年8月10日までに宇和島保健所へ提出した公文書を保有していないため、文書不存在として非公開の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、本件処分の「公開をしない理由」の主張は不合理であり、対象文書の特定が不十分であるとして、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開することを求めているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関における本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 関係法令の規定について

結核定期健康診断に関する関係法令の規定の概要は以下のとおりである。

ア 結核定期健康診断について

感染症法第53条の2第1項により、学校の長は、当該学校において業務に従事する者、当該学校の学生に対し、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならないと規定されており、「定期」とは、感染症法施行令第12条第1項により、学校において業務に従事する者は毎年度、高等学校の生徒は入学した年度と明記されている。

イ 結核定期健康診断の実施結果の報告について

感染症法第53条の7第1項により、結核定期健康診断の実施者は、定期健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、当該健康診断を行った場所を所轄する保健所長を経由して、都道府県知事に報告しなければならないと規定されており、当該「報告」は、感染症法施行規則第27条の5第1項の規定により、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに行わなければならないと明記されている。

ウ 宇和島東高校及び宇和島水産高校への適用について

両校には、上記ア、イの関係法令が適用されるため、教職員は毎年度、生徒は入学年度に結核定期健康診断を行わなければならない、定期健康診断を行ったときは、翌月の 10 日までに宇和島保健所長を経由して知事に通報または報告しなければならない。

(2) 結核定期健康診断の実施及び報告の状況について

実施機関の説明によると、県内の県立高校では、学保安法施行規則において生徒は毎年6月30日までに行うこととなっていることから、当該期日までに定期健康診断を実施している。また、教員については、人間ドックで別途実施する者以外は、毎年、各校において受診日を決めて一斉に実施している。

審査請求のあった対象の2校では、宇和島保健所への結果報告を年度末にまとめて行っていたことから、県内の県立高校全ての状況を調査したところ、全校同様に年度末にまとめて報告している状況であったため、全県立高校に対して文書による改善指導を行い、現在は全ての県立高校において、定期健康診断を行った際は、翌月の10日までに各地域の所轄保健所へ報告しているとのことであった。

(3) 本件処分の妥当性について

実施機関の説明において、審査対象の2校は年度末にまとめて結核に係る定期健康診断に係る結果を宇和島保健所へ報告しており、法令に基づく毎月の報告を行っていないことからすると、8月10日までに報告した文書は存在しないこととなり、保有していないため、文書不存在により非公開としたとの実施機関の説明に、特段不合理な点はないと認められる。

よって、関係法令等の規定により、結核に係る定期健康診断を行ったときは、健康診断を行った場所を所轄する保健所長を経由して、都道府県知事に報告しなければならないとされている報告が、期日である翌月の10日までになされていないことは是非はともかくとして、本件公文書の不存在を理由として行った実施機関の処分は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

4 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、当審査会は以下の点について付言する。

今回の情報公開請求を機に、現在は、県内の全県立高校において、定期健康診断を行った際は所轄の保健所長へ翌月10日までに報告がなされているとのことであり、当審査会の権限外ではあるが、実施機関においては、今後も法令遵守に努められたい。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年1月31日	諮問
令和5年3月16日	審査会（第1回審議）
令和5年5月29日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	